

和歌山県監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年9月11日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 秋 月 史 成  
和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県消防学校	令和2年7月29日
和歌山県立文書館	〃
和歌山県環境衛生研究センター	〃
和歌山県消費生活センター	〃
和歌山県男女共同参画センター	〃
和歌山県動物愛護センター	〃
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	〃
和歌山県立図書館	〃
和歌山県立近代美術館	〃
和歌山県立博物館	〃
和歌山県立紀伊風土記の丘	〃
和歌山県立自然博物館	〃
和歌山県立向陽中学校・和歌山県立向陽高等学校	〃
和歌山県立桐蔭中学校・和歌山県立桐蔭高等学校	〃
和歌山県立星林高等学校	〃
和歌山県立和歌山北高等学校	〃

和歌山県立和歌山東高等学校	〃
和歌山県立和歌山高等学校	〃
和歌山県立和歌山工業高等学校	〃
和歌山県立和歌山商業高等学校	〃
和歌山県立海南高等学校	〃
和歌山県立きのくに青雲高等学校	〃
和歌山県立和歌山盲学校	〃
和歌山県立和歌山ろう学校	〃
和歌山県立紀北支援学校	〃
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	〃
和歌山県立和歌山さくら支援学校	〃
和歌山県和歌山東警察署	〃
和歌山県和歌山西警察署	〃
和歌山県和歌山北警察署	〃
和歌山県海南警察署	〃

#### 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

##### (1) 指摘事項

なし

##### (2) 注意事項

###### ア 和歌山県環境衛生研究センター

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

###### イ 和歌山県動物愛護センター

焼却炉温度調節計等修繕について、契約額の変更の決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。

###### ウ 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備

品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立博物館

つり銭資金の保管状況の確認に関する事務について、つり銭を保管する出納員が行っていたので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立桐蔭中学校・和歌山県立桐蔭高等学校

(ア) 支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったなので、適正に処理されたい。

(ウ) 収入調定において、調定期を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立和歌山北高等学校

(ア) 物品調達伺において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 自家用電気工作物保安管理業務委託契約に係る簡易公開調達について、決裁がなされていないので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立和歌山東高等学校

(ア) 役務費手数料の単価契約に係る決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

(イ) 車椅子用階段昇降車点検業務に係る役務費手数料の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

(ウ) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立きのくに青雲高等学校

許可権限のない教育財産の使用を許可していたので、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立和歌山盲学校

(ア) 住居手当の支給において、認定額が誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- (1) 車両管理者等確認印欄に押印がなされていなかった。
- (2) 使用日が記載されていなかった。
- (3) 使用終了時間が記載されていなかった。

コ 和歌山県立ろう学校

理容科の実習実施に伴う収入において、収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)により調定していない事例があったので、適正に処理されたい。

サ 和歌山県立紀伊コスモス支援学校

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 郵便切手類使用簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- (1) 四半期ごとの検印を行っていないかった。
- (2) 受払ごとの検印を行っていないかった。

シ 和歌山県和歌山北警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。